

# 花いっぱい運動 実施要領

## 1.事業目的

地域住民の緑化活動に対する関心を高め、緑化思想の啓発や花と緑に包まれた街づくりの推進に寄与することを目的とします。

## 2.事業内容

花いっぱい運動参加登録団体に花の球根や種を配布し、各団体が公園や道路等の公共用地を利用した花壇の維持管理を行うものとします。

## 3.参加資格

花いっぱい運動参加登録団体は、以下の参加資格を全て満たすことを条件とし、登録期間は年度単位とします。

- (1) 同一世帯以外の地域住民3名以上で構成される団体であること。
- (2) 活動場所の年間管理を行える団体であること。
- (3) 公園、道路等の公共用地の一部を、市から許可を受けて活動場所とする団体であること。(民有地での活動は対象外とします。)
- (4) 活動を終了する場合に活動場所の現状復旧を行える団体であること。
- (5) 禁止行為に該当しない団体であること。

## 4.禁止行為

(1) 公共用地を利用するため、活動に伴う以下の行為を禁止します。

- ①他の方の公園利用や通行を妨げる用地の私物化
- ②用具保管庫、柵その他の工作物等の設置
- ③許可範囲外への植栽範囲の拡大
- ④周辺に危険を及ぼす場所への花壇の設置
- ⑤営利を目的とする行為
- ⑥樹木や野菜等の活動趣旨と異なる植物の植え付け
- ⑦その他、周囲との協調を欠く行為等

- (2) 参加登録後に禁止行為の該当が確認された場合、市の指示のとおり、速やかな原状回復及び用地の返還を行うこととします。

## 5.団体登録（年度毎更新）

- (1) 「花いっぱい運動活動申請書」に必要事項を記入し、裏面名簿にはメンバー全員の氏名を記入し提出。
- (2) 活動場所に利用する公共用地に応じて、土地使用願等を提出。
- (3) 団体代表者や連絡先等の登録事項に変更が発生した場合は、必ず市へその旨を届け出ること。

## 6.活動報告

花いっぱい運動参加登録団体は、公共用地の利用及び球根・種の植え付けの活動状況を報告するため、活動報告書の提出を義務とします。

- (1) 球根・種の配布を受けた団体は、植え付け状況の記載と、活動の様子がわかる写真を添付した活動報告書を作業完了後に提出すること。
- (2) 球根・種の配布を希望しない団体は、活動状況の記載と、活動の様子がわかる写真を添付した活動報告書を、年度内に1回以上提出すること。

都市計画課 みどり公園担当（内線 3318）